

青森県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十七日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西秀記

青森県後期高齢者医療広域連合条例第二号

青森県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

(青森県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(費用弁償)

第三条 特別職の職員が公務のため旅行した場合は、費用弁償を支給するものとし、その額は、青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十六号。以下「旅費条例」という。)の規定の例による。

第四条中「青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十六号。以下「」及び「」という。)」を削る。

別表第二を削る。

(青森県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第二条 青森県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例(平成二十年青森県後期高齢者医療広域連合条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(費用弁償)

第三条 議員が公務のため旅行した場合は、費用弁償を支給するものとし、その額は、青森県後期高齢者医療広域

連合職員等の旅費に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十六号。以下「旅費条例」という。）の規定の例による。

第四条中「青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十六号。以下「」及び「」という。）」を削る。

別表第二を削る。

（青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第三条 青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十六号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 旅費の種目及び内容（第十条―第二十五条）

第三章 雑則（第二十六条―第三十三条）

附則

第一章 総則

第二条第一項第一号中「国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第二条で定めるその附属の」を「これらに附属する」に改め、同項第三号中「勤務公署」の下に「（広域連合長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第五号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第六号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している者」を「職員と生計を一にするもの」に改め、同項に次の一号を加える。

八 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、広域連合と旅行役務提供契約（旅行業者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第二条第二項及び第三項を削る。

第三条第六項中「、第四項及び前項」を「及び前二項」に改め、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）」及び「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け」に、「において、」を「その他規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第七項中「交通機関の事故又は」を削り、「広域連合長が」を「規則で」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第一項、第二項及び第四項に規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第一項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第三項中「を
変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第四項中「これを変更する」を「その変更をする」に、「旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を」を「旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に」に改め、「これを当該」を「当該事項を当該」に、「通知し」を「提示し」に改め、「旅行に関する」を削り、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第六項中「任命権者が」を「規則で」に改める。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第六条を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「よって旅行し」を「より旅行し」に改め、同条を第六条とし、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付する。

第八条から第十一条までを削る。

第十二条に見出しとして「(年度経過等による区分)」を付し、同条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行」を「移動」に、「ため」を「ため第十条に規定する」に、「又は車賃(扶養親族移転料)」を「及びその他の交通費(家族移転費)」に改め、「の旅費」を削り、「計算する」を「算定する」に、「最初」を「年度の経過等の後に最初」に改め、同条を第七条とする。

第十三条第一項中「するもの」の下に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「請求書」の下に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。))」を加え、「これ」の下に「広域連合長」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の下に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第三項中「前項」の前に「広域連合長は、」を加え、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「期間」の下に「並びに第四項に規定する給与の種類その他の必要な事項」を加え、「広域連合長が」を「規則で」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 広域連合長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第二項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 第一項の請求書又は資料が電磁的記録により作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて広域連合長が定めるものをいう。以下同じ。）により提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、広域連合長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第十三条を第八条とする。

第十四条を第八条とし、同条の次に次の章名及び五条を加える。

第二章 旅費の種目及び内容

（旅費の種目及び内容）

第十条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

（鉄道賃）

第十一条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第十四条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（特別職の職務にある者が移動する場合には、最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級））、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十二条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運行事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第十四条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第十三条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事

業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 外国旅行の場合であつて、長時間にわたる移動としてその他規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第十四条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用。ただし、移動に直接要する費用の算定ができない場合は、次項の規定により計算した路程一キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額を移動に直接要する費用とみなす。

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

3 前項第三号ただし書の路程は、全路程を通算して計算するものとし、通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第十五条から第二十五条までを次のように改める。

（宿泊費）

第十五条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十六条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第十一条から第十四条までの規定による交通費（第二十条第一項において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第十七条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

（転居費）

第十八条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第二十条第一項第一号又は第二号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第十九条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第二十条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 内国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の新居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

二 外国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際旅行命令権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に準じて算定した額

ニ 外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ又は第二号ロ若しくはハに規定する期間を延長することができる。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第二十一条 同一市町村内における勤務公署の変更に伴う旅行については、職員のための公舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

（渡航雑費）

第二十二条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第二十三条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第三条第二項第五号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

（勤務地内旅行の旅費）

第二十四条 勤務地内における旅行については、広域連合長が別に定める。

（本邦通過の場合の旅費）

第二十五条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

第二十五条の次に次の章名を付する。

第三章 雑則

第二十六条から第二十八条までを次のように改める。

(退職者等の旅費)

第二十六条 第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三か月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 広域連合長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。
(遺族等の旅費)

第二十七条 第三条第二項第二号、第三号又は第五号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第二十八条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第十一条第一項各号、第十二条第一項各号、第十三条第一項各号及び第十四条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六条、第十五条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第二十二条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第二十九条及び第三十条を削る。

第三十一条中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「広域連合以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、同条を第二十九条とする。

第三十二条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(旅費の返納)

第三十一条 広域連合長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、広域連合長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第三十三条を第三十二条とする。

第三十四条中「改正前の国家公務員等の旅費に関する法律を準用する」を「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の例による」に改め、同条を第三十三条とする。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第二条第三号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第四条第一項の旅行命令若しくは旅行依頼を発する旅行又は改正後の条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第三条の規定による改正前の青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項の旅行命令若しくは旅行依頼を発した旅行又は改正前の条例第三条第五項の規定により旅費の支給を

決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項の旅行命令又は旅行依頼を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第二条第三号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第四条第三項の規定により当該旅行命令又は旅行依頼を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第三条第六項及び第七項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 改正後の条例第三十一条の規定は、改正後の条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。